

児童相談所と警察の児童虐待に係る事案の情報共有に関する協定書（案）

愛知県健康福祉部（以下、「甲」という。）と愛知県警察本部生活安全部（以下、「乙」という。）は、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に資するため、児童虐待に係る情報共有に関する協定を下記のとおり締結する。

記

- 1 甲及び乙は、児童相談所と警察が児童虐待に関する情報を相互に共有し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努める。
- 2 甲から乙へ、又は、乙から甲へ提供された情報については、それぞれ確実に記録し、適切に管理するとともに、個人情報等の秘密の保持及び管理の徹底に努める。
- 3 本協定の締結に基づき、情報共有を行うための方法等必要な事項については、別添「情報共有に関する申合せ事項」のとおりとする。

以上を確認し、本書面2通を作成し、それぞれ署名捺印の上保管する。

平成30年4月 日

甲 愛知県健康福祉部長

乙 愛知県警察本部生活安全部長

情報共有に関する申合せ事項

第1 児童虐待に係る事案に関する情報共有について

1 共有する情報

(1) 児童相談所から警察への情報提供

児童相談所は下記アからウの情報について警察に提供する。

ア 児童虐待通告として受理した全ての事案について、児童の氏名、生年月日、市町村名、状況等

イ 警察から照会を受けた場合における当該児童に係る取扱状況

ウ 警察から通告を受けた児童に対する支援措置状況

(2) 警察から児童相談所への情報提供

警察は、(1)アにより児童相談所から提供された事案について、児童の安全確保に資すると判断する情報を提供する。

2 共有の方法

(1) 児童相談所から警察への情報提供は、1(1)アについては毎月定期的に、愛知県健康福祉部児童家庭課から、愛知県警察本部生活安全部少年課に対して行う。

また、1(1)イ及びウについては、随時、児童相談所から直接、警察署に提供する。

(2) 上記の規定に関わらず、児童が虐待行為又は虐待が疑われる行為により、負傷又は衰弱しているもの、性的虐待が疑われるものなど深刻な児童虐待に関する事案については、速やかに児童相談所から直接、必要な情報を警察署に提供する。

(3) 警察から児童相談所への情報提供は、随時、警察署から直接、児童相談所に対して行う。

第2 申合せ事項の見直し

本申合せ事項について見直しが必要となった場合は、愛知県健康福祉部又は愛知県警察本部生活安全部の要請により、適宜内容の見直しを行う。